

●亂象何處に在りや

滬上小言

- | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|-----------------|--------|----------------|----------|------|---------------------------------------|--|
| ● 各種商況 | ● 郵船公司
在埠商統計 | ● 上海港輪船
出入統計 | ● 各地通信 | ● 雜俎
其間緊要事件 | ● 漢字新聞論調 | ● 文苑 | ● 主要時事
支那歷史附載
四川省日本
支那の國號(三) | ● 混上小言
亂何處(在りや
支那現勢(裏に
支那の國號(二) |
|--------|-----------------|-----------------|--------|----------------|----------|------|---------------------------------------|--|

頃日來報章に見るに支那には南北の争あり、形勢頗る危く何時何處に砲火の聞かれんも知れずと随處謠言百出、底止する所を知らず、爲めに長江各地の商業は其の影響を受け、外國商人は爲めの多きは徒らに支那の政争の一日も速かに緩和し、市況の恢復せんことを待ちつゝ、あるの有様なり、五國借款已に調印せられ五國銀行亦た其の負担せる支那公債を各其の市場に賣出し、此の公債の應募者頗るの多數なる盛況を呈し、これより支那の商業も恢復し、金融市場も多少見るべきものあらんとするに際し、支那の各開港場にある外國商人は支那の人心不定の結果、徒らに不足氣の嘆聲を發し居るが如き、抑も亦た不可思議の現象にあらずと云はんや

支那は世界各國の貿易市場たるは、何人も知る所に於て、此の如くにしては何人も支那に於て存立する、恰かも北米合衆國の如くなる次第なるに、此の國に於て安心して商賣出來るとありては各國も亦た考慮一番を要するに至るや明白也、支

那が、統一せられ、政府を有する國家たるを示すに至りて而して後政爭もなばしとて、只今此の時に當りては、牛角上の争をなさん、東亞に當りたる此の大國の將來甚だ寒心すべきものあるに殊に短んや現時財政の困難其の極に達しつゝある今日に於てをや。

支那江各地を旅行したる上來瀝せる社友の所言を聴くに各地に於ける謠言甚だ多く、而して事實を確むるに及ばば事の真相は何等の根據なき風聲鶴唳に止まるのみとの事なり、漢口邊にても謠言多く行はれつゝあり、而して此等の謠言の間にあつゝあるを見るも、敢て戰はんが爲めにはつゝあると云ひ、所謂南軍なるもの亦た單に其の元來居るべき部署の地に駐屯せしめあるに過ぎずと云ふ、裏面に何等かの事情あるべきも單に兵が多少動き居れりて、防備の地點に配置せられ居れりて、之を以て直ちに形勢危しとなし、打電を四方に試みるの價值あらざるべき也、形勢危し、形勢危し、危機迫せりてとあまりに屢々之を四方に報道するの結果は如何、インツブ物語の狼來れり狼來れりと徒らにうの實なくして絶叫せるの結果、實際狼來りし時、何人も之を信ぜざりしと一般の談柄たるに終らんのみ也。

江蘇に於ても、江西に於ても、湖北に於ても湖南に於ても社友の所言に徴するに何等不穩の状態を認めず、たゞ盜賊隨處に横行し居れる地方があるが如きに止まること也、所謂南北の争については寧ろ雲煙過眼しつゝあるもの、如しと云ふ上海漢口等にて於て新聞紙上に現はれ大に何等の争亂を見るが如くならんも各地の實際は決して然らざる也との事なり、此社友の言也、此の言果して信すべき

ものなりや、否我等は今最近に各地を旅行し、支那に経験ある此の社友の言の靈ろ事實に近きものならんを思ふもの也然れど、各社友も云へり、各地に謠言多き故て漢口、上海を譲らるゝ爲めに、商賣に影響する所甚だ大にして、今日何等かの爭亂あるに於ては支那に於ける商賣人は外國人たる此支那人たるとを問はず皆な之が爲めに徒らに損失を來たすあるのみ、各地に於て事をなさんとする人々に對し彼等商賣人は決して何等の同情を表せざる也、近時各地に在る諸外國人の所言に徴しても亦だ徒らに爭論するの黨人を非難するもの多きを見る也

英國チャイナ、アッスンエーションのロンドンに於ける總會に於て其の會長ジェムソン君の報告演説も亦た支那人の徒らに黨派的爭論をなすの徒を攻撃し居れり、世の識者は實質的に國家の統一に對し、建設的の事業に従ふものに同情し、破壊的の言論に時日を空費するものを悦ばざるに至れり、此の時に際し支那の識者を以て任するものは世界の大事と此の邊の事情に鑑みて、其の行動を促すべき必要ありと爲す也、我等はその何人が支那の統一者たるを問はざる也、負債山の如く財政不整理の極に在る支那がよく國內の平和を保ち國民として國家を構成し負債と財政とを整理し、諸外國との交際を圓満に處理し外國との條約を確守し得るものたるの一日も速かならんことを希望するのみ、世界の各強國は散て支那の政體なり、人物なり、政爭なりに何等の興味を有せざる也、寧ろ支那に於て各國が在來投資せる所のもの、支那に在る自國民の生命財産の安固を以て最も大切な事項と知悉するもの也、此の一事は支那顧客の殊に知悉するを要する事柄たるを失はざるべき也

●資本金 四千八百萬圓

(內拂込參千萬圓)

●積立金 壹千八百貳拾萬圓

●當座預金 年貳分

定期預金

●小口當座預金 月三厘

右小口當座預金ハ最初墨銀五弗以上次

但シ利息ハ預リタル月ト拂戻ス月並ニ
五弗未満ノ殘高ニハ之ヲ付セズ



橫濱正金銀行

電話
營業部 二七四
輸入部 三〇〇七
支配人席 三〇〇三

本支店及出張所

臺北、臺中、臺南、基隆、嘉義、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿緞、花蓮港、澎湖、島、東京、大阪、神戶、香港、廣東、汕頭、廈門、福州、九江、新嘉坡

其他各所ニ取引先有リ

上海九江路



臺灣銀行

支配人 江崎眞澄

電話
支配人席(二三三二)

諸事精々御便宜相圖可申、御用ノ御方ハ支配人席へ御電話

被成下度候

同第五軍（劉古香）及び水師第一

▲舊福建所屬

の掘いたとする南方は軍隊に放ても北
に一籌を輸せり、況んや大勢は日に彼

せられしは當時黃河、楊子、江南、流域か
未だ嘗て對峙の現象あらざるを知るべ

3

以て支那史上意義をなさざるものごなし
古人が口癖も啼なざりし支那民族思想
の統一に自から亀裂を印するものにして
一たび思想に龜裂を印せば繼て國家の有
形的分裂を招き支那民族の滅亡を意味す
るものなりと論斷し政爭問題と國家問題
を混同するの非なるを説きしが其後宋案
及借款反對問題下に及び南北分争に
關する議論は又復た囂く援びて日本新
聞の如き北争に準じたる見解を大膽に

栗生洋行^{上海}支店
支配人 川岸 藤太夫
經理 朱 葆 三
江西路三拾號
電話 貳〇壹六
貳六貳六

し、秦が六國を滅し、宇内を混合し、北長城を築き、南百越(今日の兩廣地方)を服するより、支那本部の地は、完全に同一主權の下に統一されたり、漢は其業を承け、四百年を経過して東晉六朝北方の地一時五胡に陥り南北分立の象を呈せるも隋に至り復た之を統一せり唐は隋を承くるの後文物聲明し燦然大に備はり唐より宋元明を経過し前清に至る迄千余年間に達したるが只だ南宋時代に南北暫く分離せし事あるのみ、餘は悉く統一の治を爲せり

以上述べる所を以てすれば支那四千年來の歴史は常に南北統一の歴史にして漢唐の統一は最も鞏固なり故に其當時は國勢最も強く文化も亦最盛なりし六朝及南宋に南北分立の現象ありし雖も此は皆外族侵襲によるものにして實は國人の自ら相分裂せしにあらざる此によりて之を觀れば人種、宗教、文字、風俗習慣等を同くするの國內に在りて南北分立の事あるは斷じて容すべきものにあらざるなり

今回の革命を見るに南京政府と北京政府が一時並峙せし時は南北の利害同じからず南北の感情終に一致し難かりしも此統一の後に當り事件ある毎に風波を生じ端を借りて挑撥し必す南北を割分して二ごなし快とせんとするは甚だ誤れり乃ち軍馬倥傯の時萬已を得ざる場合は免も角か、對峙は決して久しふすべきものにあらず何ぞなれば南北に於ける輔車の相依り手足の相助く見るが如きものなれば好し少しし意を見あがるとも猶ほ感情を調和し同舟共濟すべきもの、況んや今日の諸大問題宋案、大借款の如き何れも南北の界限と毫も相關せざるをや、北方人は皆政府黨なり南方人は皆反對政府黨なりと云ふが如き三尺の童子と雖も其謬れを知るに又必ず之を借りて南北を離間せんとする

之を要するに宋案借款及び其他一切の重大問題の如き何れも法律を以て解決すべきものにして黨派の觀念は少しも加ふべきものにあらず地方觀念の如き尙ほ更らるの事なり民國を保持せん欲せば統一より必要なるはなし天下の達人は吾言を河漢視せざるべし

然るに其後南北分争の語の由りて來る所以を我々に掌る北方之を借りて以て國民黨の黨據せる南方を壓迫する唯一の好口實となし居るに似たり即ち南北統一政府成立當時袁氏が始め南北の統一を以て南北の惡感に挑撥し後統一の名を以て政府を北に移し自己の地位を鞏固し得たる、又之と同一轍の策を以て政黨前後の如く發生するや彼等を互に紛争せしめ後之を利用し有力なる御用黨を作り得たるが如き確かに之を證明するに足るなり尙ほ當地の漢字新聞中袁派は口を齊へて南北分争を利用し國民黨を攻撃するの好材料とせるが國民黨派は之に對し我等の北京政府攻撃は南北を云ふするにあらず專制と共和の激戦中なればなりと呼號し居るは又以て個中の消息を推知するに足るべし

要するに長いものに巻かれ、は支那國民性の常態なれば纏まるべき時に纏まるべき此國歴史の示す所にして分離はあらずものにあらずなり南北分立説によりて支那を觀察するは尤も誤りなり或は國民黨の勢力を過大視して或は之を誇張し袁派を推倒せしむる底意が將た袁氏をして國民黨を壓迫せしむるの好口實が慎重を要すべきは實に國民黨の態度なり

四川省の日本綿絲(下)

四、輸送難と輸送日數

長江の水利を利用して綿絲を重慶に送る

には所謂三峡の險を通過せざるべからず而かも三峡の險たる天下有名な惡灘にして動ずれば船舶の覆没する慮ありされば四川商人の成敗は三峡の險に支配せられと稱せざる、程也從つて外國人等は四川省への貨物直輸出は甚だ困難且つ危險たるが如く考ふるが少しく運賃を張り込み熱練なる船頭を雇ふに於ては三峡の通過も左迄恐るべきものにあらず、又不幸にして峡中に於て遭難せしとするも綿絲は水に入ること何等品質を損するものにあらず、只だ甚だしく濁水の折に水を被むれば多少品質を損せざる能はずと雖も之を八掛を以て充分に處分し得べし、故に他の雜貨と異なり綿絲を積載して峡中を通過するは殆ど危險なしと云て可なるべし、尙參考の爲め上海に於ける新利洋行が過去三ヶ年間に於て各種の雜貨を積載して三峡を通過せしめたる船舶數と其遭難數との比例を示せば左の如しと云ふ

積込船舶數	遭難數	百分比
四十四年 二六七	三	分一厘三
四十四年 三二六	二	分六厘三
大正元年 二二九	九	分三厘九
合計 八二二	三二	分三厘八

即ち四十四年には一分一厘三、四十四年には増加して六分一厘三を示したるも昨年度は更に三分九厘三に減少し、三ヶ年間の平均遭難數は三分八厘九に過ぎるに見ても其實際には世上の風評程ならざるを知るに足るべし、次に輸送日數を見るに水量の増減によりて常に同一ならざるは勿論にして減水時に於ては宜昌漢口間に於て汽船積載量を減せらるるにより漢口に於て久しき間停船せざるべからざるが又増水期にありても峡中の航行困難となり之によりて同じく相當の日數を要すること、なる從つて其正確なる日數を出すは元より不可能なるが其大約の處は左の如しと見は大差なかるべし

減水期(十月より三月迄)上海宜昌間三十日、宜昌重慶間二十七日、合計五十七日

増水期(四月より九月迄)上海宜昌間十五日、宜昌重慶間十五日、合計三十日

五、諸掛計算

上海より重慶迄綿絲を積み送る爲に要する諸掛は

(一)上海宜昌間運賃(濱船)(二)上海積込費(三)上海宜昌間保險料(四)宜昌にて改裝費 五、宜昌にて積替費(六)運脚費(七)宜昌重慶間運賃(民船)(八)重慶揚脚費等に於て此合計一俵に付約六兩見當と見ば大差なかるべし、右の内改裝費は宜昌より先は民船により輸送するを以て貨物取扱の便宜上小俵に包裝替を爲す意也又増水期にありては峡中の處々に殆んど空船同様の船足にあらざれば通過し難き難處頻出するを以て其個處に來る所至貨物の積卸を要すべく爲めに其費用所謂盤灘費は少なからざる高に達すべく故に増水期には右の諸掛以外更に一二兩方増加するものと覺悟せざるべからず

六、我綿絲商の奮發を望む

試に過去三ヶ年間に於ける長江筋の上海綿絲及外國綿絲輸入高を見るに左表の如し

元〇年	一九〇年	一九二〇年
重慶 四四〇五	四四〇五	三三〇五
宜昌 一四〇五	九六三	八〇〇
沙市 一七五三	一七五三	二六〇
長沙 一五〇九	一五〇九	二〇六
岳州 一七九	一七九	四六五
漢口 五〇六四	二四〇五	一七〇〇
九江 一五〇七	一五〇七	一四六六
蕪湖 二八三	四二〇〇	三九二

東京海上保險會社

明治火災保險會社

日本火災保險會社

共同火災保險會社

東京火災保險會社

上海四川路

代理店 三井洋行

(電話一八一七)

文路第壹號

申込所 山口商店

(電話三四五九)

上海日本火災保險會社

資本金 三百萬圓

諸積立金 貳百參拾萬圓

店支海上

號九第A界租英海上

(番六五三一話電)

南京 三三三 二五三
鎮江 一五八五 四六六
即ち之によりて見れば長江沿岸に於ける第一の綿絲市場は即ち重慶に於ける繁榮を以てする綿絲の消化力に於けるに到底重慶の敵たらず上海市場に於ける綿絲相場は四川商人の一顧一笑によりて支配せらるゝと稱せらるゝも實に其所以也、而して今同じく右の長江沿岸諸市に於ける日本綿絲の輸入高を見るに

	一九二一年	一九二二年
重慶	担 担	担 担
宜昌	五五五	五五五
沙市	七四六	四三三
漢口	二〇五	二〇五
九江	不明	一五五
蕪湖	五九三	二九七
南京	一	一
鎮江	二二〇	一七六

實に右表の如くにして漢口を除く時は日本綿絲の最大輸入地は重慶に在り故に、際にして直接輸出を開始し敏活に立ち廻らば重慶の市場を我手に取むる事左迄困難たりと云ふべからず已に重慶を我手に歸せんか四川省内六千萬民衆の衣服原料は實に我紡績業者によりて供給せらるゝ事となり我紡績業の前途に一大光明を添ふるものたらんばあらざるや重慶に於ける我綿絲の名聲頗る良好にして己に商標に顧着なく單に日本綿絲たりとて一事を以て實行頗る良好也と實に以て乗すべき好機會にあらずや然かも我業者等は四川筋の取引といへば凡て支那商人の仲介に一任し起つて直輸を試みんとするものは少なきは最も慨すべし關中に入るものは天下を窺ふに足るべしとの語は豈獨り政治上のみの意ならんや(完)

支那の鹽稅 (三)

兩淮の鹽政

兩淮鹽の供給を受ける人民は約一億にして、兩淮は實に支那鹽政區劃中の最も重要なものと云ふべし。南京都督これを直轄し其下に總理、總長及緝兵ありて長江の兩岸を巡視警戒し、運鹽を司り兼ねて私鹽を禁じ鹽課の徴収をなす。鹽の製造運搬及販賣は専ら鹽政所の發賣に係る鹽票を以て行はる。桶により生産せられし鹽は鹽垣(貯鹽所)に送らるゝ迄はすべて保稅貨物として取扱はれ垣に到り初めて發賣せらる。勿論購買者は鹽票所代價によるものとす。鹽票の数は規定により一省毎に三百乃至四百にして其發行所は現金支拂に對して行はれ、尙現今鹽票の増發申請願するときは一票に付き一萬兩乃至一萬二千兩を要するもの也。行鹽地により規則慣習を異にし、近距離の地に於てすら斤量を殊にするのみならず各省其課稅に差違あるが故に此等による煩雜を避けんがために鹽の所有者は一省を行鹽地として選擇するの要あり而して例へば湖北を以て行鹽地とせんこれに向ふ鹽の一ヶ月間の生産費は桶價及運費を加算して一千三百三十兩を要する。然るに鹽垣に於ては三千七百三十五兩に賣却せらるゝが故に其差額二千五百九十兩は入垣費倉敷料及鹽課として政府に收むべきもの也。斯くて湖北に向ふは各區によりて各地の鹽官の取締をうけ鹽の到達地にいたるときは本省内の一鹽垣に入庫せられ、順番いたるを待ちて之を特許商に賣り渡す也。商舖に運ぶ時も亦同様監視せらる。一八九八年湖北省に於ける法定少賣鹽價は平均一斤につき五十文にして、湖南

は五十六文なりき。これ等代價は團匪の賠償金支拂のため稅額を増加したる以前のものなれば、この五十文なる價格は最も適當のものとの見做すを得可し。今一斤の價格五十五文とすれば三、七五〇担の價格は一、一三〇兩なるべきに鹽垣に於ては二、五四五兩に賣却すべきが故に、其差額は一、四一五兩也。若し一、四一五兩を以て輸送其他の費用并に利潤を見積るも、尙殘額一〇、〇〇〇兩(一担に付き二、六七兩にしてこれ實に正稅及附加稅として政府の徴収する所なり。近時行政其他の目的により全國を十一行鹽地に區分し、鹽の一行鹽地より他に入る事を禁止せり。鹽票の下附をうけし者は官定の行鹽地を限り發賣する事をうべく、若しこれに違背するときは貯鹽の鹽を沒收せらる。又發賣價格は鹽票の下附と共に決定せられこれによりて販賣するを要す。されど販賣價格は各地一樣なる能はず、製鹽場の附近は一般に低廉なるもこれを遠ざかるに従ひ價格も亦上騰するの傾向あり。現行の鹽政區劃は左の如し。(一)盛京 海鹽、滿洲に供給す。(二)長蘆 海鹽、直隸及河南の北部に供給す。(三)河東 湖鹽、山西、河南の西部、陝西の東南部に供給す。(四)大馬池 湖鹽、蒙古、甘肅及陝西の大部に供給す。(五)山東 海鹽、山東及河南、安徽、江蘇の一部に供給す。(六)兩淮 海鹽、次の二區に別つ。(イ)北淮 揚子江北岸の江蘇の北部、安徽の北部及河南の南部に供給す。(ロ)南淮 揚子江北岸の江蘇の南部、江蘇の北部、湖北の東部、及湖南の大部に供給す。

(七)四川 井鹽、四川、雲南の東北部、貴州の大半、湖南の一部、湖北の西部に供給す。(八)雲南 井鹽、東北、東南部を除き雲南全省に供給す。(九)浙江 海鹽、浙江、長江南岸の江蘇(南京を除く)及安徽、江蘇の一部に供給す。(十)福建 海鹽、西南部を除く福建全省に供給す。(十一)廣東 海鹽、廣東、廣西の北部及福建、湖南、貴州、雲南の一部に供給す。清帝退位以前載澤戶部書たりしときに在りては上記十一區劃とせずして次の八區畫となし居たり。滿洲、長蘆(河南の一部を包括す)山東、兩淮、兩浙、福建、兩廣、四川即ちこれなり。▲鹽稅收入 鹽稅より得らるべき收入の計算書は一九二二年七月、小田切萬壽之助及び水野幸吉の兩氏に依りて提出せられたり。兩氏は、清初に於て各省より北京政府に報告せし稅額は單に政府の純收入を云へるものにして、尙此外に徴收費として普通一割(多きは二割に及ぶ)餘の額は報告せられたることなきを指摘せり。此徴收費なるものは正稅其他の諸課稅以外に徴收すること許されたものにして、各省の報告に基づきて作られたる大清會典の定額は即ち北京政府の純收入を示すものにして、徴收費は其の中に包まれ居らざる也。長髮賊の亂以降地方行政費の増加するや、督撫は政府の裁可を経て釐金の徴收を行ひ、之を其行政費に言たり。近時國政上新式豫算の編出を必要とするに至り、政府は各省に官吏を派遣して地方の各種課稅并に徴收費用につき細密なる調査をなさしめ、其報告に基づき宣

日本郵船株式會社

京東本社 上海出帆
噸萬二十三數噸隻餘十八船汽有所
歐洲行 二週一回
米國行 二週一回
香港行 二週一回
日本行 一週二回以上
其他日本各港濠洲印度
朝鮮支那等諸航路有
日本郵船會社
上海支店長
石井徹
南滿洲鐵道會社
大北汽船會社
大北鐵道會社 店理代

純良 牛乳 愛光社
法界呂班路三三三
電話貳壹七五番

統三年(一九二一年)の豫算を編成したり
此時に於ける豫算は従前のものに此し質
に急速甚大の膨脹を示せり

一九二一年度の豫算初めて發表せらる
るや頗る不完全なき點あり。例へば其
收入に於ては鹽稅の收入は區別せらる、事
なく、其額は四千七百萬兩にして、而も
官運法による利益は此中に包まれ居らざ
りしなり。又支出の方面に於ても鹽稅兩
稅の徵收費用は區別せらる、事なく、其
他の諸稅徵收費用を一括して記載せられ
たり。

一九二一年度の豫算案は多少改善せら
れしものにして、鹽稅と茶稅とを全く區
分せしめ各種官吏の費用を細別せられ
たり。

西洋人の多くは鹽稅收入總額を一千三
百萬兩内外に計上す、其の基くは督撫
の報告あるのみにして、此以外には其材
料を見出すこと能はざるなり。一九二
一年度の豫算案を見るに最も實際に近く
賴し得べきものと云ふべし。(未完)

文苑

答孔道會宣言書

葉煥彬 德輝

孔道會發起諸君鑒。孔子德配天地。道冠
古今。此八字刻於宮牆兩旁。與文武軍民
人等至此下馬石。爲人共見之物。是爲
道德二字。不可偏廢以言孔子明矣。老子
著書。上曰道經。下曰德經。以彼猶道德
並稱。而僅目孔子爲孔道。吾不知其義之
何居。孔子百氏之宗。聖人倫之至。爲
生民以來所未有。凡有血氣莫不尊親。自
其後。諸子爭鳴。至于今外教橫流。毀
謗無所損。表章不爲功。凡世間所謂孔
尊孔者。直以佛耶小乘宗教待聖人。適自
狹隘吾道之門戶而已矣。往年康有爲乘
氏之闖入。藉口聖教之將亡。倡爲僞經改
制之邪說。播亂一世之人心。至今其說雖消

無存。而中國已大受其擾害。今則王錫蕃
見民主之近似。援孔子爲調人。推爲人道
救世之小言。選就一日之時局。將來吾道
雖江河不廢。而外國必竊笑其支離。須知
聖人之道在六經。六經之存亡。不係乎君
主民主。亦不係乎科學科學。無科學科學
之時代。孔子未見其耳。有太年大祀之帝
王。孔子亦未見其耳。王錫蕃以時文試帖
起家。始則震於微言大義之空談。因黨禍
而罹政變。今又拾其微言大義之殘唾。以
附會而託聲援。其分會初來湖南。鄙人即
笑其無謂。今分會既已成立。會長又必舉
人。竊惟革命以來。人畏強暴之侵凌。吸
於是搏結黨會以自固。劣者附和黨會。吸
取脂膏。黠者假學孔道美名。高自標舉。
鄙人素性孤僻。不與世事相聞。昨奉貴會
宣言書。其宗旨既不相合。而其文字之疵
繆。亦似未經討論而成。如云佛曰大悲。
不知大悲爲觀音菩薩之教。在佛氏爲旁門。
如云佛教無所托而曰惟心。不知佛之心性
不偏廢。如云佛教高大。不知佛教爲廣大
而非高大。如云孔子之大道托于天。曰天
生德於予。曰獲罪於天。曰天命之謂性。
不知天生德於予。獲罪于天。是一天字。
天命之謂性。又一天字。其義各有不同。
如云倉頡造字。孝文爲教。是并字而不識
矣。何足知也。從孝。從文。許書部首。
所施所助聖也。即倉頡篇。並以任氏孫氏陳氏梁氏陶氏各
家所輯倉頡篇爲文求之。實無從考文之
字。蓋今之教字。乃隸楷之變。並非造字
之初文。果如來書云云。則是王安石之字
說。陳北溪之字義。宋人不通家範之言。尙
不能比于春秋元命苞章句之義。倉頡有靈。
恐在天下呼屈也。至稱孔子爲吾儕之教主主
教中有冒險家。是稱孔氏於其異端。引亡
命爲大道。不學胡至此乎。此書幸而不出
湖南。可以欺不識字之新人物。若使詆孔
之餘杭章民見之。既笑山東之無人。又笑
湖南之無人。取侮召辱。是則諸君輕于下

滅筆之過也。鄙人滿染三吳文學之祖邦。生
長湖南豪傑之鄉里。略有聞見。不得不一
貢芻蕘。並非與諸君操戈同室也。

漢字新聞論調

言論的自由を摧殘す(民國新聞)

近日政府は已清の新聞條例を適用して新
聞電報を禁止し各新聞の言論を取締り民
黨の新聞を蹂躪せんことを專制の帝王す
る所を哀れんとす。其の個人に反對する
非ざるのなるを暗殺賣國借款に反對する
なり。國を賣り政敵を殺し新聞の言論を禁
封し自ら皇帝の如く吾人何の不幸ぞ此
皇帝總統を擁護し共和は民黨の新聞と俱
に亡び人民の三大自由何れに在る專制の
鐵橫流して民權は地を掃つて盡きん記者
は痛心疾首誠に言に止む能はざるなり

▲政府に忠告(時報) 今次の大
借款は煙を飲る渴を止むるの謀たり之を
藉りて一時の急を救ふは萬止むを得ざる
に出す此れ吾人が財政當局者の苦衷を諒
する所なり吾人の政府に望む所は左の
兩大問題なり(一)財政計畫を確定すべし
(二)明確の用途を公布すべし亡清の季世
に外債を仰ぎ肉を剝りて瘡を補ふの計を
なし反つて財務行政紊亂せり民國は其敵
政の後を承け財政窘迫せり今二千五百万
兩を借り得て舊債一千四百餘萬兩を償却
して財政を整理し一定の方針を設けて幣
制を整理し銀行を創辦し紙幣の回収をな
し減債局を設立して外債償還の金庫をな
すべし國稅地方稅の劃分租稅の系統各省
財政の中央に入らるべきもの等はよく整理
せざる可らず吾人は今次の借款を以て起
病の良藥となさば之に反對せざるのみな
らず拜手して之を頌せん

▲我國會の特色(民報) 吾國會の特
色は固より他國と絶然異なるものあり即ち
我國議員は多く數黨に跨り其黨の多數を
制する今に暖昧にして明ならず金錢を出
して議員を買収し運動者は重價を懸けて
之を求め議員も寄資自ら居る議院選舉は
連句決せず甲黨は乙黨の現金に敵せず莊
嚴なる議院は貿易市場となり賄賂公行す

此れ各國になき所前清の資政院、に於て
すら聞かざる所の特色なり

聞會以來旬月を過ぎずして格闘蹴踘の事
少なく或は議長を毆打し我既に彼の
先鋒に服さ彼亦我毒手に飽き腕力の特
て雌雄を決す此又特色なり

議會は多數に服従すべきに務めて法定人
員に満たしめずして消極的抵制をなす是
れ國會を兒戲となすなり如是累月一事を
議する能はず終議一案を決せざれば議會
の必要なきなり此れ又特色なり

▲省議會聯合會勸め(民立報)

第二回革命の說は吾人の道ふを欲せざる
所なり今溫和手段を以て政治上の解決を
なすには全國國民の公意を叩くべし國民公
意の機關は國會なり然るに國會の能力は
時ありて窮し國會の信用時ありて墮ち議
立法場然として國本動搖す此時に於て專
制成立すべく前功棄盡して亡滅之に隨ふ
是れ省議會聯合會の出現すべき時なり

各省議會は省民の意志を代表する機關な
り聯合會は全國民意の代表機關なり國に
國會あり省議會聯合會は贅瘤に等し其
正共和を行ふの國家は國會以外に國民意
志の機關を要せざるも吾國の聯合會ある
は國會の窮を濟ふ所以なり國會の後援を
なし政府の專横を防止し國會の獨立を保
持する所以なり

▲江蘇議會の聯合會代表取消し
(時事新報) 天津聯合會が上海に遷るに
因り中央に反對し大局を動搖する種々の
舉動に不賛成を唱へし江蘇省議會は議員
三十六名連署せし二人の代表者は聯合會
を脱會せり吾人は江蘇省議會の深識遠
慮を感じ各省も之に倣ふに足る其設立は
規則の裝置にして一二の事件錯雜せるは
以て全局の活動を妨害すべからず省會を
國會の外別に一根據地を設くるものにし
て聯合會の如きは不法集合體のみ我江蘇
省議員諸君は之を洞鑒して該聯合會を排
斥せし諸君は該機關が種々損傷の隱情あ
る事を知り直に之を全國に宣告するの
みならず特に少數反對黨の却持を礙くる
なり諸公の識見態度其大軸を捍衛する
の苦衷は各省の模範となすべし

濟生堂大藥房

胃腸肺病救世丸
原因療法救世丸
濟生堂大藥房
上海虹口西華德路文蔚角
電話一二五五六

神經弱ニニバル
濟生堂大藥房
上海虹口西華德路文蔚角
電話一二五五六

貧血症
神經衰弱ボビニン肉液
濟生堂大藥房
上海虹口西華德路文蔚角
電話一二五五六

滋養
強壯劑
ヘモグロビン錠
濟生堂大藥房
上海虹口西華德路文蔚角
電話一二五五六

婦人諸症
壯陽丸
濟生堂大藥房
上海虹口西華德路文蔚角
電話一二五五六

原因療法
新劑
消化タカヂアスターゼ
濟生堂大藥房
上海虹口西華德路文蔚角
電話一二五五六

濟生堂大藥房

雜報

宋案借款其後的諸公電

●宋案借款其後的諸公電
●宋案借款其後的諸公電
●宋案借款其後的諸公電

北省各都督的通電

●北省各都督的通電
●北省各都督的通電
●北省各都督的通電

程都督的通電

●程都督的通電
●程都督的通電
●程都督的通電

趙總理彈劾案

●趙總理彈劾案
●趙總理彈劾案
●趙總理彈劾案

趙秉鈞出底不肯

●趙秉鈞出底不肯
●趙秉鈞出底不肯
●趙秉鈞出底不肯

南方壓迫的準備

●南方壓迫的準備
●南方壓迫的準備
●南方壓迫的準備

頻りなるより之に委み去二十一日の民立報は左の如き北京電報を登載し居り即ち袁大總統は譚湖南都督、胡廣東都督、柏安徽都督、李江西都督が激烈に政府に反對するを見て四都督を除去せんと意を有し居たが今や軍學計畫完備し一舉にして除去し得ることとなりたるを以て過日武昌の黎元洪及び十四省都督に對し聯名を以て右四省都督に北京政府に從ふべきを勸告せんことを要求したるは四省都督が若し各都督の勸告を容れし依然政府反對を繼續するに於ては直ちに北軍を以て壓迫を加へ一面又進歩黨を以て安徽江西二省内に於て團體の糾合して柏都督李都督に反對せしめ政府は其機に乗じて政府派の都督を任命して二省、李都督に代らしむべく若し又二省の人民が政府の策に反對するが如き事あらば李純の率ゆる勇敢なる北軍第六師團を以て漢口より長嶺して二省に入らしめ二都督を除去し然る後湖南、廣東二省に及び全國の都督を政府調停者のみに改むる計畫なり而して政府は之が爲既に漢口に於ける北軍及び倪嗣冲、張勳等に命令し下直ちに兵を動かすの準備を命じ其名を軍事專使となし追つて候補都督たらしむる積りなり云々

●程都督の通電
江蘇程都督は國務院、參議院、各省各團體、各省都督及孫、黃、張、伍、李等の諸氏に對し通電する所あり其概略を擧ぐれば宋案發生後直轄地方に於て保衛の責を盡す能はざりしは職人の至なり兇犯捕獲するに及び又之を法庭に商かり證據を捜査せしは均しく大總統命令に係りに依りて取扱ひたるものなれば余は責任上において勞苦すべきも法律上において己に自ら越俎の嫌あるを斷ず此案が法庭に引渡されたる以上は余は復た過問せず然るに難言起し意見差生し國內騷然たるは誠に遺憾千萬に於て黎副總統の元電の通りなり一疑字を去るに非れば到底紛争を思ひ足らざるなり政府は固より謀叛の心なく民黨も亦造反の意なく二者若し其一あらば余は全釜鑊を受け以て天下に謝するも可なり余は國家を以て重しとし人民を以て心となし各自其權限

●趙總理彈劾案
北京參議院議員鄧魯等九十四名の連署を以て政府に對する彈劾案を衆議院に提出したるが其の彈劾案の内容は上海地方檢察廳が趙秉鈞、程經世に對し召喚狀を發したるより既に旬日を隔てたるに趙、程は未だ到案せず臨時約法第五條に中華人民は一律平等に於て種族階級、宗教の區別なきことを明かにし刑法第二條本律に凡て中華人民内に於て罪を犯せる者は何人を問はず之を適用する又趙秉鈞は中華民國國民にして宋案は又中華民國國內に發生せし上海檢察廳は既に法律に依り召喚狀を發したるに趙、程は何故に久しくこれに應ぜざるや謹んで約法第十九條國會組織法第十四條に依り三日内に回答せられんことを請ふ云々

●趙秉鈞出底不肯
宋案に關し向き上海地方檢察廳より召喚を受けたる國務總理趙秉鈞は過日前北京檢察廳に宛て書面を送り宋案は前に洪述祖が青嶋より電報を發し中央政府の名義を假託せざれば宋案仁排斥の目的を達する能はず云々なるは余が本案に關係無きことを證明せるものなり發表されたる證據中余が應承承洪述祖に與へたる書面各一通あるが此は應承承に暗號電報用本を來與することに關して發したるものなり元來地方官憲は均しく暗號電報の使用を請求し得るものにして應承承も長江巡緝長の官職にありたる以て例に依り之を給與したるもの決して此を藉りて招搖するの意ありたるにあらず又電報は直接國務院宛に發すべしと命じたるより見ても至公無私なることを窺ふに足るべし而して洪述祖に與へたる書面は洪述祖が應承承に代りて手當金を要求し來りたる事（秘密結社の名稱）解散を担任せる爲め程江蘇都督より中央政府に毎月二千元の手當金の給與を電請せしが國務院、內務部は之を何等の關係無き恐らく大總統が特に程都督の電請を容れたるものならん故に余より洪述祖への書面に應の手當金領收は了解する能はざるを以て大總統と相談の上何分の回答をなすべしとの文句あり然れば此の二通の書面に據りて本事件は嫌疑關係ありとは云ふべからず故に余は實に檢察廳に出頭して質問を受ける理由無く今回の召喚狀に對して當然拒絶す可も惟だ民國立國の精神は首として司法の獨立を重んずるの法意を維持するの道となすは即ち司法の獨立を維持する可も而も暗號電報用本給與及び手當金を請求の事面に對して亦た解釋の義務を有し尤も之に就きては證明すべき診斷書あり四月三日大總統に請ふべき珍斷書休暇を得たることは皆本人の知れる如く爲めに上海に赴く能はざるなり故に刑事訴訟法第三百零三條の規定を援ぎ余の所在地にて詢問されんことを請ふ並に此言を上海地方檢察廳に通報せられ度し云々

●馮直督議員痛斥
直隸都督は近日頻りに參衆兩院議員の宋案借款の兩問題を以て攻撃紛紜なるに慨し居れる矢前十二日に開會せる參議院に於て記録科長きの議員歐打事件なごありしより一層激昂し目下の議員の國會に對する既に其機關を神聖し居るにあらずかくては國民は議員に對し益々其人格を鄙夷し繼いで議員を痛恨する餘り國會を輕視するに至るべく立法の前途の爲め痛哭に堪へずと云ひ盛んに議員を痛斥するの電報を發したるなり

●趙總理彈劾案
北京參議院議員鄧魯等九十四名の連署を以て政府に對する彈劾案を衆議院に提出したるが其の彈劾案の内容は上海地方檢察廳が趙秉鈞、程經世に對し召喚狀を發したるより既に旬日を隔てたるに趙、程は未だ到案せず臨時約法第五條に中華人民は一律平等に於て種族階級、宗教の區別なきことを明かにし刑法第二條本律に凡て中華人民内に於て罪を犯せる者は何人を問はず之を適用する又趙秉鈞は中華民國國民にして宋案は又中華民國國內に發生せし上海檢察廳は既に法律に依り召喚狀を發したるに趙、程は何故に久しくこれに應ぜざるや謹んで約法第十九條國會組織法第十四條に依り三日内に回答せられんことを請ふ云々

●趙秉鈞出底不肯
宋案に關し向き上海地方檢察廳より召喚を受けたる國務總理趙秉鈞は過日前北京檢察廳に宛て書面を送り宋案は前に洪述祖が青嶋より電報を發し中央政府の名義を假託せざれば宋案仁排斥の目的を達する能はず云々なるは余が本案に關係無きことを證明せるものなり發表されたる證據中余が應承承洪述祖に與へたる書面各一通あるが此は應承承に暗號電報用本を來與することに關して發したるものなり元來地方官憲は均しく暗號電報の使用を請求し得るものにして應承承も長江巡緝長の官職にありたる以て例に依り之を給與したるもの決して此を藉りて招搖するの意ありたるにあらず又電報は直接國務院宛に發すべしと命じたるより見ても至公無私なることを窺ふに足るべし而して洪述祖に與へたる書面は洪述祖が應承承に代りて手當金を要求し來りたる事（秘密結社の名稱）解散を担任せる爲め程江蘇都督より中央政府に毎月二千元の手當金の給與を電請せしが國務院、內務部は之を何等の關係無き恐らく大總統が特に程都督の電請を容れたるものならん故に余より洪述祖への書面に應の手當金領收は了解する能はざるを以て大總統と相談の上何分の回答をなすべしとの文句あり然れば此の二通の書面に據りて本事件は嫌疑關係ありとは云ふべからず故に余は實に檢察廳に出頭して質問を受ける理由無く今回の召喚狀に對して當然拒絶す可も惟だ民國立國の精神は首として司法の獨立を重んずるの法意を維持するの道となすは即ち司法の獨立を維持する可も而も暗號電報用本給與及び手當金を請求の事面に對して亦た解釋の義務を有し尤も之に就きては證明すべき診斷書あり四月三日大總統に請ふべき珍斷書休暇を得たることは皆本人の知れる如く爲めに上海に赴く能はざるなり故に刑事訴訟法第三百零三條の規定を援ぎ余の所在地にて詢問されんことを請ふ並に此言を上海地方檢察廳に通報せられ度し云々

●趙秉鈞出底不肯
宋案に關し向き上海地方檢察廳より召喚を受けたる國務總理趙秉鈞は過日前北京檢察廳に宛て書面を送り宋案は前に洪述祖が青嶋より電報を發し中央政府の名義を假託せざれば宋案仁排斥の目的を達する能はず云々なるは余が本案に關係無きことを證明せるものなり發表されたる證據中余が應承承洪述祖に與へたる書面各一通あるが此は應承承に暗號電報用本を來與することに關して發したるものなり元來地方官憲は均しく暗號電報の使用を請求し得るものにして應承承も長江巡緝長の官職にありたる以て例に依り之を給與したるもの決して此を藉りて招搖するの意ありたるにあらず又電報は直接國務院宛に發すべしと命じたるより見ても至公無私なることを窺ふに足るべし而して洪述祖に與へたる書面は洪述祖が應承承に代りて手當金を要求し來りたる事（秘密結社の名稱）解散を担任せる爲め程江蘇都督より中央政府に毎月二千元の手當金の給與を電請せしが國務院、內務部は之を何等の關係無き恐らく大總統が特に程都督の電請を容れたるものならん故に余より洪述祖への書面に應の手當金領收は了解する能はざるを以て大總統と相談の上何分の回答をなすべしとの文句あり然れば此の二通の書面に據りて本事件は嫌疑關係ありとは云ふべからず故に余は實に檢察廳に出頭して質問を受ける理由無く今回の召喚狀に對して當然拒絶す可も惟だ民國立國の精神は首として司法の獨立を重んずるの法意を維持するの道となすは即ち司法の獨立を維持する可も而も暗號電報用本給與及び手當金を請求の事面に對して亦た解釋の義務を有し尤も之に就きては證明すべき診斷書あり四月三日大總統に請ふべき珍斷書休暇を得たることは皆本人の知れる如く爲めに上海に赴く能はざるなり故に刑事訴訟法第三百零三條の規定を援ぎ余の所在地にて詢問されんことを請ふ並に此言を上海地方檢察廳に通報せられ度し云々

●馮直督議員痛斥
直隸都督は近日頻りに參衆兩院議員の宋案借款の兩問題を以て攻撃紛紜なるに慨し居れる矢前十二日に開會せる參議院に於て記録科長きの議員歐打事件なごありしより一層激昂し目下の議員の國會に對する既に其機關を神聖し居るにあらずかくては國民は議員に對し益々其人格を鄙夷し繼いで議員を痛恨する餘り國會を輕視するに至るべく立法の前途の爲め痛哭に堪へずと云ひ盛んに議員を痛斥するの電報を發したるなり

●趙總理彈劾案
北京參議院議員鄧魯等九十四名の連署を以て政府に對する彈劾案を衆議院に提出したるが其の彈劾案の内容は上海地方檢察廳が趙秉鈞、程經世に對し召喚狀を發したるより既に旬日を隔てたるに趙、程は未だ到案せず臨時約法第五條に中華人民は一律平等に於て種族階級、宗教の區別なきことを明かにし刑法第二條本律に凡て中華人民内に於て罪を犯せる者は何人を問はず之を適用する又趙秉鈞は中華民國國民にして宋案は又中華民國國內に發生せし上海檢察廳は既に法律に依り召喚狀を發したるに趙、程は何故に久しくこれに應ぜざるや謹んで約法第十九條國會組織法第十四條に依り三日内に回答せられんことを請ふ云々

●趙秉鈞出底不肯
宋案に關し向き上海地方檢察廳より召喚を受けたる國務總理趙秉鈞は過日前北京檢察廳に宛て書面を送り宋案は前に洪述祖が青嶋より電報を發し中央政府の名義を假託せざれば宋案仁排斥の目的を達する能はず云々なるは余が本案に關係無きことを證明せるものなり發表されたる證據中余が應承承洪述祖に與へたる書面各一通あるが此は應承承に暗號電報用本を來與することに關して發したるものなり元來地方官憲は均しく暗號電報の使用を請求し得るものにして應承承も長江巡緝長の官職にありたる以て例に依り之を給與したるもの決して此を藉りて招搖するの意ありたるにあらず又電報は直接國務院宛に發すべしと命じたるより見ても至公無私なることを窺ふに足るべし而して洪述祖に與へたる書面は洪述祖が應承承に代りて手當金を要求し來りたる事（秘密結社の名稱）解散を担任せる爲め程江蘇都督より中央政府に毎月二千元の手當金の給與を電請せしが國務院、內務部は之を何等の關係無き恐らく大總統が特に程都督の電請を容れたるものならん故に余より洪述祖への書面に應の手當金領收は了解する能はざるを以て大總統と相談の上何分の回答をなすべしとの文句あり然れば此の二通の書面に據りて本事件は嫌疑關係ありとは云ふべからず故に余は實に檢察廳に出頭して質問を受ける理由無く今回の召喚狀に對して當然拒絶す可も惟だ民國立國の精神は首として司法の獨立を重んずるの法意を維持するの道となすは即ち司法の獨立を維持する可も而も暗號電報用本給與及び手當金を請求の事面に對して亦た解釋の義務を有し尤も之に就きては證明すべき診斷書あり四月三日大總統に請ふべき珍斷書休暇を得たることは皆本人の知れる如く爲めに上海に赴く能はざるなり故に刑事訴訟法第三百零三條の規定を援ぎ余の所在地にて詢問されんことを請ふ並に此言を上海地方檢察廳に通報せられ度し云々

●趙秉鈞出底不肯
宋案に關し向き上海地方檢察廳より召喚を受けたる國務總理趙秉鈞は過日前北京檢察廳に宛て書面を送り宋案は前に洪述祖が青嶋より電報を發し中央政府の名義を假託せざれば宋案仁排斥の目的を達する能はず云々なるは余が本案に關係無きことを證明せるものなり發表されたる證據中余が應承承洪述祖に與へたる書面各一通あるが此は應承承に暗號電報用本を來與することに關して發したるものなり元來地方官憲は均しく暗號電報の使用を請求し得るものにして應承承も長江巡緝長の官職にありたる以て例に依り之を給與したるもの決して此を藉りて招搖するの意ありたるにあらず又電報は直接國務院宛に發すべしと命じたるより見ても至公無私なることを窺ふに足るべし而して洪述祖に與へたる書面は洪述祖が應承承に代りて手當金を要求し來りたる事（秘密結社の名稱）解散を担任せる爲め程江蘇都督より中央政府に毎月二千元の手當金の給與を電請せしが國務院、內務部は之を何等の關係無き恐らく大總統が特に程都督の電請を容れたるものならん故に余より洪述祖への書面に應の手當金領收は了解する能はざるを以て大總統と相談の上何分の回答をなすべしとの文句あり然れば此の二通の書面に據りて本事件は嫌疑關係ありとは云ふべからず故に余は實に檢察廳に出頭して質問を受ける理由無く今回の召喚狀に對して當然拒絶す可も惟だ民國立國の精神は首として司法の獨立を重んずるの法意を維持するの道となすは即ち司法の獨立を維持する可も而も暗號電報用本給與及び手當金を請求の事面に對して亦た解釋の義務を有し尤も之に就きては證明すべき診斷書あり四月三日大總統に請ふべき珍斷書休暇を得たることは皆本人の知れる如く爲めに上海に赴く能はざるなり故に刑事訴訟法第三百零三條の規定を援ぎ余の所在地にて詢問されんことを請ふ並に此言を上海地方檢察廳に通報せられ度し云々

御旅館
各汽船荷客取扱所
上海西華德路五號
豐陽館
電話一〇六〇
振替口座福國三七〇四

御旅館
各汽船荷客取扱所
上海西華德路五號
豐陽館
電話一〇六〇
振替口座福國三七〇四

御旅館
各汽船荷客取扱所
上海西華德路五號
豐陽館
電話一〇六〇
振替口座福國三七〇四

御旅館
各汽船荷客取扱所
上海西華德路五號
豐陽館
電話一〇六〇
振替口座福國三七〇四

御旅館
各汽船荷客取扱所
上海西華德路五號
豐陽館
電話一〇六〇
振替口座福國三七〇四

大借款債券發行

支那政府 二千五百萬磅大借款債券は今二十一日歐州市場に於て賣出されたが歐洲に於ける價格は百磅に對する最低價格九十にして當地に於ても同債券購買希望者は正金銀行支店に申込み同支店にて取次ぐべし。

漢冶萍公司株式大會

同公司 は去二十日中國青年會館に於て株式大會を開きたるが王主席先づ開會の主旨を述べ周金鐵氏監理總理を代表し公司の現情を報告し次に王氏より一昨年度の決算報告をなし更に株主より聯合維持會を添設するごころし最後の查帳員二名を選挙したるが孫慎卿、陶蘭泉兩氏は大多數を以て之に當選せり。

旬刊雜誌「南方」の發行

台灣 南支那及南洋等の各地に關する實狀を紹介し我が同胞が南方發展の指南車として今旬刊雜誌「南方」は台灣支那南方社より其の第一號を發行せられたり。

銀塊相場足取表

日本人實業協會は一千八百三十三年以降昨年度に至る迄の倫敦銀塊相場足取表を發表したり、而して毎年高低の原因を一目瞭然たらしめん爲めに一々其理由を附記したるを以て銀塊相場の研究者に取りては好個の參考資料たるべし。

雜誌「愛人」の發行

雜誌愛人は今回當地愛人會より發行せられたり、内容の豊富にして体裁の整へる當地にありて白眉とすべし我等はうの健全なる發達を祈るものなり。

各地通信

紐育より

家永生 拜啓、二月八日附の御手紙難有拜見仕り

候、週報上海御寄贈に相成り厚く御禮申上候、同誌の御發刊は誠に時宜に過ぎし好事業と奉存候。市俄古大學に於ては今回校外教授部を廢止することに決定仕り候に付小生はコロンビア大學の校外教授部に關係する事と相成申候、小生はコロンビア大學に於て來學期中毎週二時間宛「極東」問題に就き講演する事と相成候を以て來年度に於ては曠職多忙なる事と推察仕り居り候。又小生曠職を「ジャーナリズム、タイムズ」に稱する英字新聞を經營執筆し消閑の具とし居り候間一部貴覽に供し申候。支那共和國の形勢や奈何、御意見伺ひたきものに御座候、小生の愚見によれば這是支那に於て永久「ゴタ」の種なるべしと思はれ申候、米國政府は此提言を列國に奈何の影響を與ふべきか、列國は果して米國の聲に倣ふべきか知りたきものに御座候。小生の御地旅行中は藤瀨君、有吉君に一方ならず御世話に相成り申候、同君等に宜敬傳聲願上候敬具(四月四日)

北京より

北平 拜啓既に上海に御飯りの事と存候此地諸同人皆元氣也、生も二十三、四日發南に歸る筈に御座候、青島へ一々立寄り可申候時局紛々如何に結着べきかは問題なれども此の一暮だけは長い物に卷かるの外無之、何と言ふても北方が勝に御座候(五月二十日)

漢口より

様客 昨、湖南旅行より歸る、長沙地方別段の風潮も無之候、風光を觀賞し、幾多の舊知と會し、長沙事情を耳に目にしたるのみならず、風俗の上徳教の向上に變化ありしを認め、而かも一般の狀態は先年會遊の時と大差なき也、漢口にては昨夜加藤男の一行為を以て分福し、明夕當地青年會の爲め講演をなす事を囑せられ明夕の立出を延ばし小生は十九日の襄陽丸にて上海に直行の心算也、歸漢の上諸君と委曲を語るを樂しむ(五月十七日)

公私人消息

●文學博士高瀬武次郎氏 兼ねて滯留中なる同博士は去る十九日出帆の大貞丸にて長江一帯の視察に上りたり。
●長尾山田氏 高瀬博士と同行去る十九日三山間の豫程にて上江したり。
●平野光雄氏 時事新聞記者なる同氏は去る十七日北支那視察の途來滬二十二日上江したり。
●唐紹儀氏 同氏は去る十九日太古洋行汽船安徽號にて來滬したり。
●官商黃鐵氏 去る二十一日來滬。
●三好重道氏 漢口三菱支店長なる同氏は今回本社營業部長に榮轉し家屬同伴來る三十日漢口より上海經歸滬の途に上る。
●芳澤總領事夫人 漢口駐劄總領事芳澤謙吉氏夫人は令嬢令息同伴來る三十日漢口出發歸國の途に上る。
●齋藤領事官補 漢口駐在總領事館の同領事官補は去る二十三日出發歸國の途に上る。
●加藤高明男 這般中部及び北支那各地を視察中なりし同男は來る二十九日頃青島より來滬の筈。
●龜井陸良氏 北京順天時報社長なる同氏は加藤男の一同行と共に來る二十九日頃來滬の筈。
●平田俊太郎氏 北京三菱公司支店員なる同氏は加藤男と共に來る二十九日頃來滬の筈。
●本田増次郎氏 青島にて加藤男一行と分れ大連より滿鮮各地を経て歸國の由。
●三宅助三郎氏 當地中桐洋行主たる同氏は去る二十日の筑後丸にて回滬。
●佐原篤介氏 兼ねて長江上流旅行中なりし同氏は去る二十二日回滬したり。
●駐英大使井上勝之助氏 同大使は家族同伴赴任の途加茂丸にて來る二十八日來滬の由。
●ゼー・ムス、ブラリス氏 前駐米英國大使なる同氏は東洋諸國巡歴の上歸國する由にて近々來滬すべし。
●ビニアール、ケチデイ氏 米國聯合通信社前東京通信員なりし同氏は來る二十八日頃來滬の由。
●松井步兵少佐 同氏は南方各地視察の途去る二十四日山城丸にて來滬。

上海港 出入統計

本月十六日より同二十二日に至る一週間 上海港の出入せし内外汽船の總計は二百一十一隻、三十一萬六千七百七十二噸にして内入港船舶は百〇九隻、十六萬五千五百八十五噸にして出港船舶は百〇二隻、十五萬〇五百八十七噸に上る、其詳細は左の如し。

港	入	出
英國	四四	七四九四五
日本	二一	三三、八二六
獨逸	四	一、八四二
露國	二	二、五四三
支那	三三	二八、五五六
那威	二	二、〇三七
丁抹	一	七二七
佛國	二	一一、一〇〇
合計	一〇九	一六五、五八五
英國	四〇	七二、八〇一
日本	二〇	三三、五三七
獨逸	一	三、五四四
佛國	五	一〇、七七九
露國	二	二、五〇三
米國	一	四六一
支那	三一	二六、九二五
那威	二	二、〇三七
合計	一〇二	一五〇、五八七
總計	二一一	三一六、一七二

上海港 輸出入統計

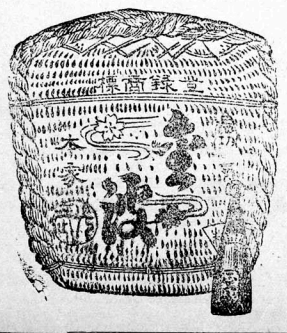
本月十六日より同二十二日に至る一週間中に於ける、上海港と、日本本土、朝鮮、

輸出の部

(一)日本本土への輸出

蠶繭(セウ)	三担	石膏	三〇〇担
カーベツト	五担	山羊毛	五枚
木油	五担	皮革	六枚
切皮	五担	鹿皮	一〇〇個
木炭	五担	磁器	二担
軟木丸太	五担	棉	五担
麻	五担	棉花	三担
野菜種子	四担	漆	三担
獸骨	三枚	芋藤織線	七担
兔皮	七〇枚	麝皮	一〇〇枚
棕織線	五担	葡萄種子	三担
胡麻實	四担	葡萄實	三担
大豆	二、番擔	チーク材	三九担

清酒金波は品質純良にして酒界の霸王なり眞に酒は金波に限る



和洋酒類 罐詰品類 食料品類 清涼飲料 上海虹口スカチ路 中村洋行 (電話四〇六四)

▲輸入の部

郵船 虹口匯山 在庫品

金融市況

東亞公司書藥局

上海河南路(工部局北隣)

(電話一七三四)

類品用店商び及社會校學各

品粧化他の其粉磨齒油香水香鹼石

廿一日 267- 269- 74-
 廿一日 271.5 282 74.4
▲金融市場 金融引續き緩漫にして
 目先之需要口なく各銀行の手元は
 依然として頗る豊富也左の如し

十六日 銅銀 墨銀 銀塊
 三、六〇 五、五〇 二、六五
 十七日 三、六〇 五、五〇 二、六五
 十九日 三、六〇 五、五〇 二、六五
 二十日 三、六〇 五、五〇 二、六五
 廿一日 三、六〇 五、五〇 二、六五
 廿二日 三、六〇 五、五〇 二、六五

各種商況

▲外國棉 リハブル現物市況は前週に比し更に四ポイント方引緩み六片七十二を引、八九月物は六片二十八を唱ふ、ベンガル市況は五片十六分の十一を保合、埃及市況は去る十五日に於ける十片に對し五ポイント方の引緩みを示し九片九十五の唱なり

紐育市況を見るに之れ亦十ポイント方の引緩るみにありて十二仙を呼び、二十二日入電によれば六月物は十一仙六十七、十月物十一仙十を唱ふ、マンチエスエタ市況手堅く印度筋より大口の注文あるべき見込也

▲支那棉 週中に於ける相場は左の如し、通州二十四兩、太倉二十三兩六分、四チャップ物二十三兩二分、機械織及び上海物二十三兩、北市種棉十二兩、南市種棉十一兩四十分

▲日本棉絲 週中に於ける取引高千六百俵にして値堅實、即十六手最高百十七兩五文、最低百〇七兩、二十手最高百十九兩五文、最低百十五兩と稱せらる日本内地の市況は差したる變化を見ず、最近入電の三品相場は當百四十八圓五十

錢、中百四十七圓六十錢、先百四十六圓五十錢なり

▲印度綿絲 最近に於ける孟買市況は多少の動搖を示し二月以來十五ルピ一の低落ちなり、最近支那向として一萬俵の取引ありしが本週中更に支那向として一萬俵の取引を見たり、又上海に於ける商談も活潑にして週中に於ける取引高三千乃至四千俵に達したりと觀測せらる、因にアツチー號は印度綿絲及棉花を積載してシンガポールに到着し火災を起したるが損害の程度は尙不明也

▲支那綿絲 週中の取引としては百〇五兩にて瑞記の綿印十六手五百俵、並に Hanks 牌の綿印五手五百俵を百兩二分五厘乃至百〇八兩七分五厘にて商談成立せりと聞く、バンドル相場は小緩るみの形勢にあり即ち十手九十三兩五厘乃至九十六兩七分五厘、十二手九十四兩二分五厘乃至百〇三兩七分五厘、十四手九十六兩七分五厘乃至百〇六兩二分五厘、十六手百兩二分五厘乃至百〇八兩七分五厘、二十手百一十一兩七分五厘乃至百十六兩七分五厘見當也

▲倫敦銅相場 去二十日の入電は G、M、B、六八磅一七、六電氣七二磅一〇、〇なれば前最高六十九磅十志に比して G、M、B、十二志半の下箱にして電氣も亦た之に伴ふて軟弱なれども近時は本年三月頃に比して歐米滯銅著しく減少し前途悲觀の因なし

▲大豆 浦口大豆相場二兩七文、在荷合計二萬俵

▲石炭 市況は前報と同様にて特筆すべき變動なし、運賃は益々強氣にて若松上海間一弗九仙を以て取極めたる向きありたる程なり今本月十一日より二十日に至る三井及他社別の炭輸入高を見

るに合計二萬六千七百四十八噸にして内三井撥 一万四千九百三十七噸、他社撥 一万一千八百二十一噸なり、其内譯は左の如し

▲三井撥
 撫順炭 三、三一五
 三池炭 六、八六七
 長崎炭 四、五四五
 他社撥
 開平炭 二、八五〇
 平炭 五、〇七五
 豐炭 一、八二二
 唐津炭 一、八二二

天下品



廣光堂大藥房
 文路第三三〇號
 店商口山

仲次業 池田洋行
 英界江西路(廣東路)
 (電話二五七六)
 上海口英界路一五〇
 仁壽堂大藥房
 電話四〇七五番

▲砂糖 糖界相變らず不活潑の状態にあり

漢陽コークス 一、四〇〇

精糖は最近明治製糖が左記の手合をなし

YH 七圓六十錢
 YS 七圓五十五錢
 YP 七圓六十錢
 YH 七圓六十錢

合計數量八千俵

而して右の外大日本精糖及香港精糖共手合なし

爪哇糖は幼砂二十五號以上の品食渡五兩八文手合なし

呂宋糖は未だ値段の發表をなさず

支那糖 變りなし

▲燐寸 其後別に變動なく特記すべし

▲菜種 新物は六月上旬出廻る見込にして當地の相場は三兩七文見當

▲菜粕 葉附百七十兩、葉無百七十七兩七月渡百六十五兩(葉附)唱なれども時期尙早き爲め未だ目立ちたる商内なし

▲棉實粕 一元九十八仙、市場は總じて新古端境期の爲め閑散薄商内

▲蠶豆 在荷薄相場二兩七文、小粒は之より一匁安

▲綠豆 相場二兩七文、商内なし、在荷二匁安

▲海產物 昆布著しき變動なく入荷僅少にして取引も從つて歩々しからず相場は三兩四五文を保合ひ居れり、錫引續き不況なれども内地腰強く容易に賣り應ぜざる爲めと爲替も思はしからざるにより稍々持直し四兩見當を唱ふ

海參 大百兩、中七十五兩、小五十七兩

貝柱 小五十八兩、大二十九兩、三角物四十八兩

▲時計 其後歩々しき荷當なき姿にあれば相場も二匁五分方下落し並九十五文、花紋小長十九兩、雙龍二十二兩五文、雙獅二十一兩五文なり

▲洋傘 渡り出廻り濟となりたる上時局不穩の理由もあり傍々目下小口取引を見るのみにして大口客筋の取引更らになし

▲夏帽 天候回復したる爲め可なり實行初めたるも賣行善きものは多くバナマ帽にして唐草、トクサ等は余り思はしからず相場はバナマ打三兩トクサ、唐草打九文五分見當、今後之より値上げし得る、か至難なるべし

▲齒磨粉 相不需要に應ぜざる程にて景氣甚だ好し

虹口吳淞路
 宮本商店 (電話三五九七)
 虹口市場前
 松本商店 (電話三〇五五)




廣告料

本紙掲載廣告の料金は行數の多少掲載期間の長短に依り特に御相談可致候間御用の方は端書又は電話にて御一報被下度候

文路二七(日本堂)轉交
 發行所 春申社
 (電話三〇八三)

編輯兼發行人
 上海地字路二七五 佐原篤介
 印刷 上海地字路二七六 廣澤多美次
 發行所 上海文路二七號 春申社
 電話三〇八三

本紙定價(前金)

一部 銀十仙 金十
 一月部 銀四十仙 支 金十
 半年部 銀二百二十仙 支 金十
 一年部 銀四百四十仙 支 金十

(共稅郵)

振替口座 福岡四七〇五番
 支那上海 春申社 佐原篤介
 大正二年五月二十五日

線通交捷最絡聯亞歐

◎急行列車ハ最新式ノ寢台車

一等車及食堂車ヲ聯結致居候

○大連長春間急行列車

大連發 月、水曜日午後三時二十分 莫斯科行
土曜日 午後三時二十分 聖彼得堡行

長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通(釜山長春間)急行列車

釜山發 日、火、金曜日午後九時五十分
安東發 月、水、土曜日午後四時四十分
長春着 火、木、日曜日午後六時五十分

○長春大連間急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時
大連着 同 午後十時二十分

上リ

○滿鮮直通(長春釜山間)急行列車

長春發 月、水、金曜日午前七時
奉天發 同 午後二時四十分
釜山着 火、木、土曜日午後七時五十分

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航

路汽船ニ接續致候

歐大	亞連	間連	行ヨ	程リ
哈爾濱	莫斯可	聖彼得堡	伯里迄	倫敦
二十四時間	十日間	十日間	十一日間	十二日間

館旅道鐵

ルテホトマヤ

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全 食物精選
大連市外星ヶ浦ニハ海岸ほてるアリ

路航海上連大

使用船

神戶丸 二八七噸
西京丸 二九〇噸

兩船其船内無線電信局アリ

大連發木、土曜日正午 上海着土、月曜日午前

上海發月、水曜日午前 大連着水、金曜日午前

上海大連共ニ棧橋繫留

速力十四海里 航海時間四十一時間

炭順撫

大連、營口、天津、芝罘、

上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常

ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

(MANSEN)號略報電

(YAMATO)號略報電

社會式株道鐵洲滿南

町樂有區町麵市京東 社支○ 町園公市東連大 社本○

(MANTETSU)號略報電(番九一二連大)金貯替振